

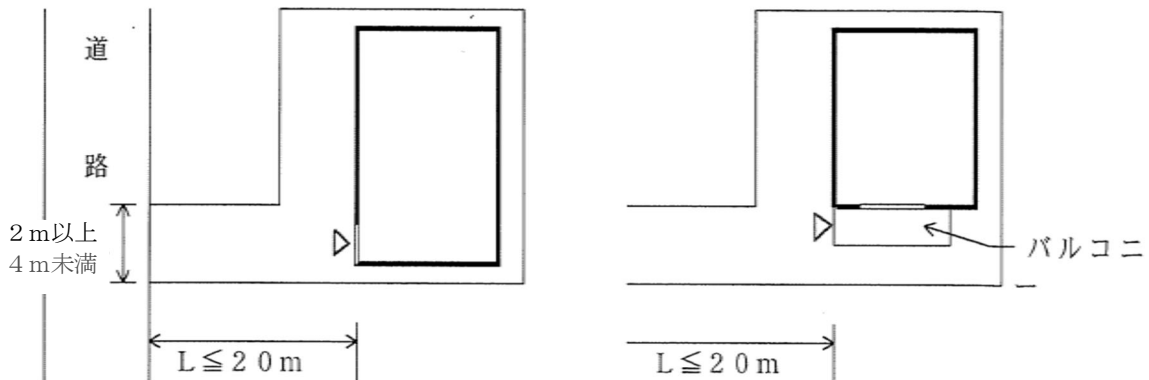
非常用の進入口の設置規定における路地状敷地の取扱い

関係条文等 令第126条6, 7

実施年月日 H10.6(作成) H28.10(改正)

1. 路地状敷地に建築される建築物について、下記基準に適合する場合においては、令第126条の6及び126条の7に規定する非常用の進入口等が「道又は道に通ずる幅員4m以上の通路その他の空地に面する」ものとして取扱う。

- (1) 道から非常用の進入口等までの延長が20m以下であること。
- (2) 路地状部分の幅員が2m以上4m未満であること。
- (3) 地階を除く階数が3であること。
- (4) 特殊建築物の用途に供するものでないこと。
- (5) 非常用の進入口等（当該非常用の進入口等に付随するバルコニーその他これに類するものを含む）が、道から直接確認できる位置に消防上有効に設置されていること。



備考

建築物の防火避難規定の解説（参考文献）